

知っておきたい 営業秘密



予期せぬトラブルに
巻き込まれないために！



こんな事件に聞き覚えは？



入社時にサインした誓約書に、営業秘密の漏えい禁止が規定されていたけれど、「**営業秘密**」って何ですか？

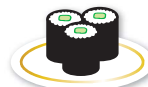
企業や研究機関などで働く者として、営業秘密についてはきちんと理解する必要がありますよ。
最近だと、こんな事件もありました。



大手回転寿司チェーンの元幹部が、2020年9月、同社の**営業秘密である商品原価などに関するデータを不正に取得**し、同年11月に、大手ライバル会社に社長として**転職した後、このデータをライバル会社内で開示した**として逮捕されました。

データは、大手回転寿司チェーンが各店舗で提供するすしの原価や、食材の種類、ネタとして使う魚介類の仕入れ値などに関するもので、転職先の会社では、このデータをもとに、両社の商品原価などを比較する表を作成し、複数の経営幹部らの間で資料を共有していました。

2023年5月には、この元幹部に対し、**懲役3年(執行猶予4年)、罰金200万円の判決**が言い渡されました。



この事件、聞いたことがあります！
営業秘密について、きちんと理解したいです！



最近では、設計図、製造マニュアル、顧客リスト、仕入れ先リストなどの企業の虎の子の財産である「営業秘密」の漏えいトラブルが頻発しています！
次ページ以降で、営業秘密のキホンについて、理解を深めましょう！



「営業秘密」ってどんな情報？

企業・研究機関などにとって重要な、
秘密としたい情報が「営業秘密」

企業や研究機関などが、**営業活動や
研究・開発**から生み出した様々な情報

営業情報

顧客名簿・情報、
接客マニュアル



技術情報

製造方法、
設計図面、金型



企業などでは、自社の優位を確保するために、
このような情報を「秘密」にすることがある。

秘密である
ことに
価値がある!!

企業などが秘密にしたい情報は
「**営業秘密**」になりうる!

より細かい条件は、**次のページ**で

3つの条件を満たせば、「営業秘密」

1 非公知性

一般には知られていない情報。

具体例

- ・企業・研究機関等の限られた関係者だけが知っている情報。
- ・刊行物・インターネットなどで、簡単に入手できない情報。

2 有用性

「失敗した実験データ」も含まれる

脱税、有害物質の垂れ流し等の反社会的な内容ではなく、企業等にとって広い意味で役立つ情報。

3 秘密管理性

従業員、取引先関係者等の情報に接する人が、秘密情報と認識できるように管理されている情報。

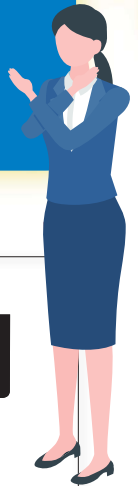
管理の具体例

- ・「**秘**」「社内限り」等の表示
- ・情報へのアクセス権の設定、施錠ロッカーでの保管
- ・「無断持ち出し禁止」、「関係者以外立ち入り禁止」の表示
- ・秘密保持契約の締結、誓約書の取り交わし
- ・就業規則など社内ルールの作成・周知
- ・情報の管理・取扱いに関する研修の実施



「してはいけないこと!」って どんなこと?

企業等の「営業秘密」の 不正な①取得、②開示、③使用



01 取得

例 転職先に持ち込む
ために勤務先の営業秘
密を私用のハードディス
クドライブにコピー

※「正当な業務」、「正当
な目的」の場合はOK。

例 在宅勤務などのために、
上司の許可を得て、営業
秘密を自宅に持ち帰る



02 開示 (漏えい)

例1 報酬目当てで勤務
先の営業秘密を他社
等にメールで送信

例2 かつての勤務先の
営業秘密を転職先で
利用しているクラウド上
に保存し、社内に共有



03 使用

例1 不正に取得した他
社の営業秘密 (例: 原価
情報・仕入先情報) を用
いて資料を作成する

例2 かつての勤務先の
営業秘密 (例: 顧客リス
ト) を用いて売り込み
をかける



これらの行為は「不正競争防止法違反」
になる場合があります!



職場でありがちな具体例を考えると…

case 1

勤務先の営業秘密を私物のUSBに不正に複製して「取得」



- ➡ 勤務先の許可を得ずに、文書などを持ち出すことも**NG!**
- ➡ 勤務先の許可を得ずに、私用のメールアドレスに送信したり、私用のクラウドサーバに保存するなどの行為も同様に**NG!**
- ➡ ただし、在宅勤務などのために上司の許可を得て持ち帰る場合など、正当な業務・目的であれば**OK!**

case 2

社内サーバに不正アクセスして勤務先の営業秘密を「取得」し、他社などへ「開示」



- ➡ アクセス権がある人に嘘をつくなどして、営業秘密を聞き出す行為も、不正な「取得」として処罰対象となり得ます!

case 3

かつての勤務先の営業秘密を転職先に「開示」



- ➡ 転職先への「手土産」感覚での開示は**もってのほか！**
- ➡ 営業秘密を転職先で「使用」するのも**NG!**

case 4

不正に持ち込まれた他社の営業秘密を社内で「使用」

転職前にいたA社にだまって持ち込んで来たA社の商品の原価情報について、



- ➡ 不正に営業秘密を持ち込んだ上司の行為もちろん**NG**だが、その経緯を認識していたにもかかわらず、当該営業秘密を「使用」するのも**NG!**



営業秘密侵害をしてしまったら どうなるの？



刑事罰・民事責任を負います…



\\ 悪質な場合 //

刑事罰

- 10年以下の懲役
- 2,000万円以下の罰金
(海外使用等は3,000万円以下)



実際の判決の例

懲役5年、罰金300万円(2015年・東京地裁)

\\ 企業の実害には //

民事責任

●損害賠償等



実際の判決の例 (従業員個人に対して)

- 損害賠償 約10億円(2019年・東京地裁)
- 損害賠償 約4億円(2002年・福岡地裁)



👉 この他、就業規則に基づいて、勤務先から懲戒処分を受ける可能性があります。

こんなケースにも気をつけよう

自己の利益目的だけでなく、
第三者への利益目的であっても
NGです！



その目的は、お金などの経済的
利益だけでなく、**非経済的利益**
(転職先でマウントをとりたいなど)
を得る目的でも**NG**です！



この第三者には、外国政府機関・
関係者なども対象に含まれますので、
**外国政府機関・関係者などへの利益
目的もNG**です！

例

元従業員がロシア外交官に漏えい
した事件(2020年・東京地裁)



外国政府機関・関係者への情報提供
を義務づける外国の法令に基づく
行為であっても、その行為のみを
もって正当化されるわけでは
ありません！



4

普段からどうしていればいいの？

<トラブルに巻き込まれないためのポイント> 日常業務で…

自分が職場で接する情報のうち、

何が営業秘密に
当たるのか

を確認しましょう



勤務先の情報管理に関する内部規程やルールを確認し、

どのような管理
が求められて
いるのか

や

何をしては
いけないのか

をよく理解するよう
にしましょう。



自分が職場で接する情報は何か、内部規程等の更新がないかを**定期的に確認**しましょう



<トラブルに巻き込まれないためのポイント> 転職・独立を予定している場合に…

転職・独立する前に!

転職・独立先への「手土産」にするために、**勤務先の営業秘密**を私用パソコンにコピーしたり、私用メールアドレスに送信するなどして、**持ち出さない**ようにしましょう。

万一、勤務先の営業秘密を保有していた場合には、**キチンと消去**しましょう。



退職時の**誓約書**などの**内容・条件を確認**し、「**何をしてはいけないのか**」をよく**理解**するようにしましょう。

誓約書などの内容・条件に疑義がある場合や、何が営業秘密か判断に迷う場合は、**勤務先に確認**し、**勤務先との認識を合わせ**ましょう。

転職・独立したあとで!

転職・独立先の職場に、**かつての勤務先の情報を不用意に持ち込まない**ようにしましょう。



かつての勤務先の営業秘密を転職・独立先で**流用しない**ようにしましょう。



もしも困ったら…



何が営業秘密かわからない、何をしてはいけないかわからないとき

まずは勤務先(上司など)にしっかり相談しましょう

外部にも相談したいとき

INPIT((独)工業所有権情報・研修館)

営業秘密支援窓口 **無料**

TEL:03-3581-1101(内線 3823)

URL:<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html>

メール:ip-sr01@inpit.go.jp

弁護士知財ネット

相談料 初回相談1時間1万円(税別)

URL:<https://iplaw-net.com/>

電話(連絡窓口一覧):<https://iplaw-net.com/telephone>

相談依頼フォーマット:<https://iplaw-net.com/consultation>

営業秘密・不正競争防止法・情報漏えい対策 についてもっと知りたい!

知的財産政策室HP



営業秘密管理指針



不正競争防止法
テキスト



秘密情報の保護
ハンドブック





経済産業省

経済産業政策局 知的財産政策室

TEL:03-3501-1511 内線:2631

営業秘密 経済産業省



<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

